

公 告

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の６及び尾道市契約規則（昭和３９年規則第２８号）第２６条に基づき、条件付き一般競争入札（以下「入札」という。）について次のとおり公告する。

令和７年１１月７日

尾道市長 平 谷 祐 宏

１ 件 名

尾道市警備輸送業務委託

２ 業務内容

現金警備輸送等（警備車輛輸送及び保管）業務
（尾道市警備輸送業務委託仕様書のとおり）

３ 契約期間

令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで（６０ヶ月）

４ 委託場所

尾道市役所本庁舎（尾道市久保一丁目１５番１号）から広島銀行尾道支店（尾道市土堂二丁目７番１１号）まで約６００メートル

５ 入札方法

入札書に委託期間（６０ヶ月）内における委託料総額（消費税相当額は含まない。）を６０月で除した額（１ヶ月分の委託料）を記載すること。落札額に消費税相当額を加算した額をもって契約額とする。

６ 入札参加資格

入札参加者は、次のすべての要件を満たしていること。

- （１）警備業法（昭和４７年法律第１１７号）第２条第１項第３号に規定する貴重品等輸送業務について、同法第５条第２項に規定する認定を受けていること。
- （２）尾道市の令和７年度の物品購入等競争入札参加資格者名簿に登載されている者。
- （３）施行令第１６７条の４の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- （４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- （５）事故発生時、緊急対応が必要な場合に対応可能な体制が整備されていること。
- （６）次の暴力団等排除措置要件に該当していない者。

ア 代表役員等若しくは一般役員等が、暴力団の関係者であると認められる、又は暴力団関係者が資格者の経営に実質的に関与していると認められる。

イ 代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められる。

ウ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に資金その他の財産上の利益を提供しており、又はこれらに便宜を供与するなどして積極的に暴力団の維持運営に協力若しくは関与していると認められる。

エ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。

オ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくはエに該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる。

(7) 入札公告日から過去2年間に元請けとして国（公社、公団を含む。）又は地方自治体と警備輸送業務に関する契約を数回以上締結し、誠実に履行している実績を有する者。

7 入札参加資格の確認の申請

この入札に参加を希望する者は、6に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、次の書類を提出しなければならない。

(1) 提出書類

ア 条件付一般競争入札参加申請書

イ 暴力団に関与のない旨等の誓約書兼承諾書

ウ 警備業法第5条第2項に規定する認定書の写し

エ 警備業法第2条第1項第3号に規定する貴重品等輸送における契約実績表（契約書の写し添付）

(2) 提出期限

令和7年11月21日（金）17時15分

(3) 提出場所

尾道市役所 会計課

8 入札日時及び場所等

(1) 入札の日時

令和7年11月28日（金）13時30分

(2) 場所

尾道市役所本庁舎 3階第1会議室

9 入札の無効

この公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、市長が入札参加資格のある旨を確認した者であっても、入札時点において6に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

10 入札手続等

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

尾道市契約規則第5条に規定する契約保証金(落札額に12月を乗じた額の10%以上)を支払わなければならない。ただし、次のいずれかに該当する者はこれを免除とする。

ア 契約の相手方が市を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社と締結し、その保険証券を提供したとき。

イ 契約の相手方が保険会社との間に市を債権者とする履行保証委託契約を締結し、当該履行保証委託契約に係る履行保証証券を提供したとき。

ウ 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されるとき。

エ 施行令第167条の5第1項又は第167条の11第2項の規定により定めた資格を有する者と一般競争入札若しくは指名競争入札により契約を締結する場合又は随意契約により契約を締結する場合において、その者が当該契約を締結する日前2年の間に当該契約と種類を同じくし、かつ、規模を同等以上とする契約を国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 契約書の作成

要する。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 支払い条件

毎月の委託業務終了後、当該月に係る委託料の額の請求を受けた日から30日以内に支払う。

(6) 長期継続契約

この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約とし、当該契約にかかる予算の成立を条件とする。

11 その他入札注意事項

(1) 代理人又は復代理人(以下「代理人等」という。)により入札する場合は、入札前に委任状を提出すること。なお、委任状及び入札書には、本人及び代理人等が記名すること。必要に応じて、参加者に身分証明書の提示を求める。特に受任者については、社員証又は名刺と身分証明書の提示を求める。

(2) 一旦提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(3) 予定価格以内の入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札を1回だけ行う。7の入札参加資格の確認を受けた者が1人である場合又は再度の入札者が1人となった場合においても同様とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、くじにより落札者を決定する。

1 2 担当課

722-8501 尾道市久保一丁目 1 5 番 1 号

尾道市役所 会計課

電話 0848-38-9148

担当者 川崎